

## 勿凝学問 158

日経の言う「小さな税方式」を読売の記者に解説してもらおうとどうなるか  
「小さな税方式」が抱える問題を解決しようとする「大きな税方式」になるジレンマ

2008年5月27日  
慶應義塾大学 商学部  
教授 権丈善一

[勿凝学問 150](#)で我田引水という言葉を用いた。しかし、社会保障国民会議で年金シミュレーションが公開されて後に『日経新聞』の大林尚論説委員が出す記事は、我田引水というよりは牽強付会の言葉の方があてはまりそうだな。

年金シミュレーションが発表された5月19日の社会保障国民会議の雇用・年金分科会に、大林氏も招かれていた。その日の会議のようすは、[勿凝学問 153](#)を参照してほしい。その翌日の朝刊で、彼は、見出し「年金改革で政府試算、“**小さな税方式**”、未納分減額なら増税圧縮、世代の不公平緩和」の記事を書く。

推計によると、移行前に保険料の未納があった人に、その期間に応じて年金給付を減らす方法をとれば、二五年度までの消費税率の上げ幅は三・五%となる。団塊ジュニア世代が七十五歳以上の後期高齢者になる五〇年度には六%の引き上げが必要になる。

この移行方法は（1）過去の保険料支払い分を税方式の年金に上乗せして支給する方法（〇九年度の消費税率上げ幅八・五—一二%）（2）過去の支払い状況に関係なく一律の年金を支給する方法（同五%）——に比べて、上げ幅を抑えられる「**小さな税方式**」ととらえることができる。

...

消費税方式への移行のハードルは低くない。だが現行方式と比べた利点大きいことが世代を超えて国民に浸透すれば、次はハードルを極力低くする工夫が焦点になる。今回の推計からは、そうした含意が読み取れる。

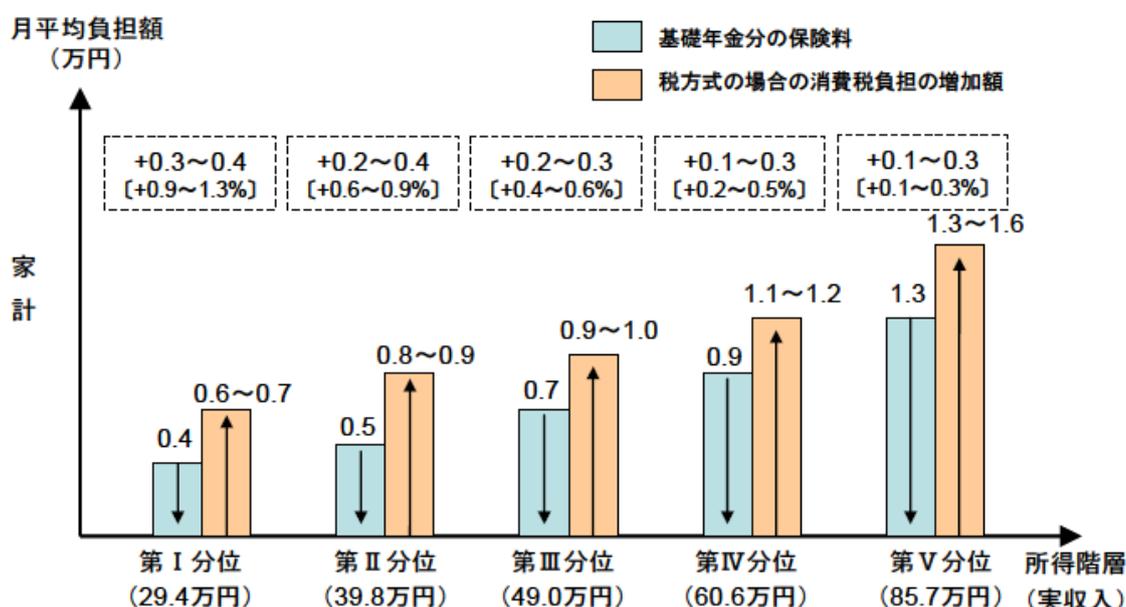
大林氏が「小さな税方式」と呼ぶ、年金シミュレーションにおけるケース B。これを読売新聞の石崎浩氏が「基礎年金・税方式の試算 多くの世帯で負担増 妥当性、慎重に検討を（解説）」（5月24日）で解説すれば、次のようになる。

現行制度では、会社員などの場合、基礎年金分の保険料は給与から天引きされる

厚生年金保険料に含まれている。自営業者は現行月額1万4410円の国民年金保険料を支払っている。税方式にすれば、この負担がなくなる一方で、加入者は消費税率引き上げなどの形で、新たに税金を負担しなければならない。

社会保障国民会議が19日公表した試算では、〈1〉厚生年金に加入する会社員世帯は負担増になる〈2〉年金を受給する高齢者も負担増となる〈3〉企業の負担は大幅に減る——という結果が出た。

移行パターンの場合 B（過去の保険料未納期間に応じて減額）の場合  
勤労者世帯モデルのケース



〈（上記）グラフ〉に示したように、会社員世帯の場合、どの収入層でも、保険料がなくなることによる負担軽減より、消費税率アップの負担増の方が大きい。保険料は労使折半なので、負担減の効果も勤め先企業と半分ずつになってしまうことが大きな要因だ。しかも、収入の少ない世帯のほうが、負担の増加率が大きい。ただ、共働き世帯は現行でも保険料の負担が重いので、負担はあまり変わらない。

一方、自営業者世帯は全般的に負担減となるが、保険料免除を受けている収入の少ない世帯では、負担増になる場合もある。

平均的な高齢者世帯では、すでに保険料は払い終えているため、消費税の負担だけが月7000~8000円増える。

税方式の提案者は、「消費税は引き上げるが、保険料がなくなるので、国民全体の負担は変わらない」としているが、試算では多くの世帯が負担増になる。一方で、企業の保険料負担は、全体では年3兆~4兆円の減少となる。

ここまで見てきたのは、税方式のうち、現行制度で保険料未納だった人の年金額

をその分減らし、まじめに保険料を納めた人が不公平感を抱かないようにするケース。

・・・

税方式には、保険料未納が起きないなどの利点がある一方で、消費税率の大幅引き上げが必要となり、高齢化で急増する医療や介護などの財源確保が難しいという問題もある。果たして現実的で妥当な改革案かどうか、慎重に考える必要がありそうだ。

石崎氏が解説をした「税方式のうち、現行制度で保険料未納だった人の年金額をその分減らし、まじめに保険料を納めた人が不公平感を抱かないようにするケース」は、年金財政シミュレーションにおけるケース B、大林氏の言う「小さな租税方式」である。

さらに付け加えておく。年金シミュレーションが報告された雇用年金分科会にわたくしが配布した資料がある（雇用年金分科会 5 月 19 日「[権丈委員提出資料](#)」）。年金シミュレーションで示したケース A からケース C のうち、常識的に考えれば、「保険料を納付してきた人の合意を得やすい」というメリットを持つケース B に落ち着きそうなことは誰にでも分かる。しかしこのケース B には、次のデメリットが付随する。

- 65 年ほどの移行期間が必要
  - これまで保険料を納付してきた人に 2 重の負担が生じる
  - 新制度移行後の無年金低年金者にも新たな年金消費税の負担が生じる
- \*租税方式への移行全般に、保険料支払い免除対象者への消費税負担増というデメリットがある

大林氏の言う「小さな税方式」は、読売の石崎氏が解説をした企業から家計へのコストシフトの問題、高齢化で急増する医療や介護などの財源確保との競合問題、および石崎氏も指摘しわたくしが上に示したケース B のデメリットにもまとめてある——保険料を払い終えている高齢者への二重の負担、無年金低年金者には「小さな税方式」の下では給付は行われないのに消費税が新たに課される問題、低所得であるゆえに保険料支払いを免除されている人に消費税が新たに課される問題——などを乗り越えることのできるほどのメリットを持っているのか。

「小さな税方式」が抱える固有の問題を解決しようとするれば「小さな税方式」ではなくなり「大きな税方式」になってしまうというジレンマをも視野に入れながら、税方式の実行可能性を判断するのは我々研究者や普通の生活者などではなく為政者たる政治家である。——その判断をする際に重要となるのは「為政者の保身」であるという話を、わたくしは 5

月 19 日の会議でしてきたのであるが、その詳細については、いずれ気が向いたときにでも書くでしょう。